

大松川郷 其六

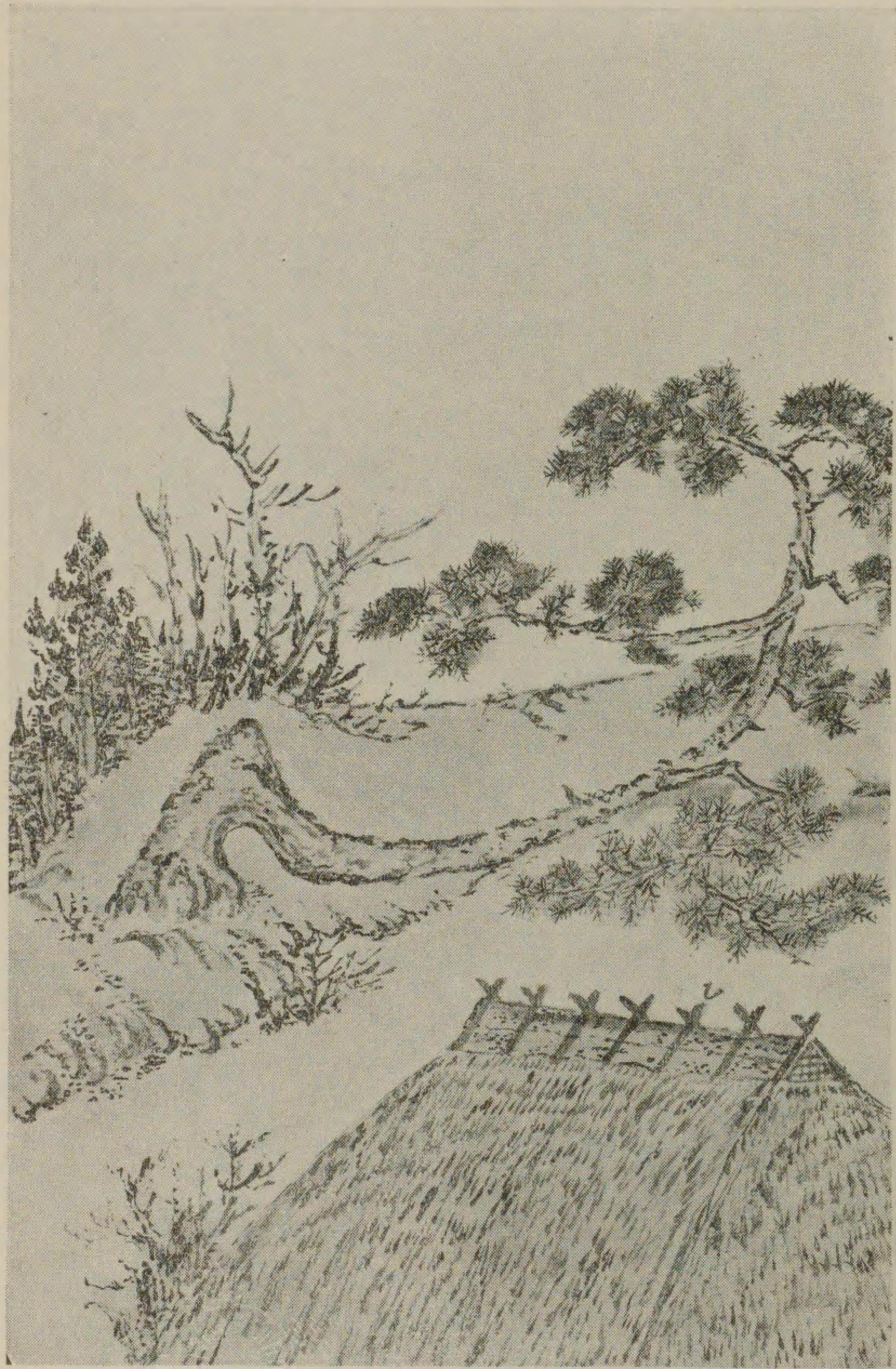
御上殿

鹽湯神社

丙横手道
丁山内道

火焚舎

長末



大森川郷其十九

御嶽の

御平洗の

甲寒泉の

三ツし坂の

膝し坂の

五保呂羽山

丁神宮寺

黒森山代

八千長峯已

長庚庚

副川神社 羽字志別

神社 塩湯彦神社

一目小つみみ事

山

山

山





○山内脱漏

○山内の筏邑、また小松川邑などの山溪に在る卵の如き石、或は手毬のごとく、あるは蹴鞠の如き石を打碎て見れば、其内に蛤、いたや貝などのあらはれ出る也。こは雄勝郡若畑村の山奥、秋田郡勝手社の奥金壺山にも貝石あり、また其外にも産る也。また海なき國から、甲斐のくに鶴郡の黒地山は富士の麓也、そこにも貝石あり。近くは南部の浪打峠にもくさくさの貝出る也、いにしへ海の變地ならむといへり。

○黒澤村の與右衛門が家に大幅の曼茶羅を家藏、長六尺、幅四尺五寸。二月十五日、七月七日、十二月十五日、一とせに三度掛て是を拜禮む。七月七日は南部の澤内を始め、隣國の人さらもをろがみ奉ること、うち群れてはるくさまわり來て販はへり。さばかり絹の至、繼たてしものならず。いくばくの年経たらん黒くすづきてそれと見わくべうもあらねど、彌陀經の曼茶羅にや、佛菩薩の面想、七重欄楯、七重羅網、七重行樹などの筆すさび世のつねならず。こはもろこし人曇徴などの画るものによ、また明兆などの筆にやその眞をしらす。古來此曼茶羅は、雄勝郡岩井川村の奥山三森峠とて、仙臺、南部、秋田の三領の地境なるを以三森の名はある也、此嶺高山にして四時雪のしろく見ゆる。そこに慈舟

寺にてむかし佛刹ありしといふ。いつのころならむ、その寺に山賊の入りて住僧、小法師どもさしころし、財寶を捕り去しといへり。其寺の閑居和尚此平鹿郡黒澤邑に在れば、しか寺の曼陀羅をはじめ、寺に残りたる佛具等をこゝに取納め置たりしが今此家に傳ふ。兵亂のころにて閑庵いまりも焼亡、峯の古寺もやけたりといふ、今その佛具、經典、位牌等を此民家に傳ふ。法華經の卷末に「奉寄進大乘妙典 元龜五年甲戌四月四日 心陽坊正覺寺東策代」とあり。元龜は五年に至らず元龜四年に天正ていしやうと改元さしのかはりてけれど、里ばなれたる深山にて、其寺にては年號改たるも知らざりしなるべし。今はた一卷の末には、「天正七年卯月八日 今司東齋」とあり。その有りし慈舟寺は自然おのづからこぼれしにや、また野火やまびなどにやかれしにや、しらすともいへり。今も礎はその世のまゝに苔むしたりとか。そこに在りし慈舟寺は陸奥、江刺、郡黒石、郷念花山正法寺の僧侶すみつるよし、そは此平鹿郡増田村の滿福寺の開祖、梅榮元香なるよしをいへり。ゆるよしありげなる事から、さだかにはえしらすざりけり。(天註—梅榮元香和尚は松原村補陀落寺の鼻祖月泉良印和尚嗣法なるよし。か

寺の記見
えたり。)

○田代村に代々嶋田源助といふ舊家あり、此民家に猿酒さるざけてふものを造かみして沽うる也、こは腹の病にしろしありといへり。此島田が上祖は伊勢、國より來る人にて、創は山北金澤に居住すむて家衡に仕ふ。ある人の云、猿酒は金澤の城主家衡の家方にて、實父清原武則、代彌猴三頭を捕りて皮と筋肉とを去り、膽と背肉を寒水にひたす事三十日、かくて日に乾し美酒さけに漬、また六月の炎天に乾、かくて後鹽水にひてて甕に

内いれて、蓋をふんして三年を経て、一盞飲いばまた鹽と水とを一坏ひ入いれ、一合汲ひばまた前の如に鹽と水とを入也。しかして後は千歳を経とも、つゆかはる事なし。病愈る事、またなき藥也といへり。後三年の落城のとき、此彌猴酒さるざけの甕かめを持去りて山内の田代邑に身をまたく避のがれて、其代は家に鞍、鐙やじりなども持しが、菩提寺なれば金澤の祇園寺林に寄附せしよしをいへり。

○笹村の三十番神の前なる畑の雪の上に、除夜更たいまつて大松明あきからの式あり。そは麻柄あきからをいたくつかね、其形たかうな筍たけのこの如く大に作りて十二節の結目あり。こを二本作り立て上笹、下笹なすらへに準なて、それに火のかゝるを見て一とせのなりはひ、また、なにくれとてそのためしあり。夜明れば、去年來ける初賀集り、卅番神廣前の雪踏ふみならして相撲あり。これも笹の上下と方わかちとる、此勝負を見て一とせのよしあしを知れるためし也。神官神前にて、油餅あぶらもちとて大なる備餅ふいでに吳桃くるみの油をぬりて、それに火を附てもやし、是を此元三日、村の家毎に分くばるは疫病やまびを避よまじなひなりといふ。こは雄鹿の本山の、正月の油餅の神事にや、似て異ものなり。

國本善治校字

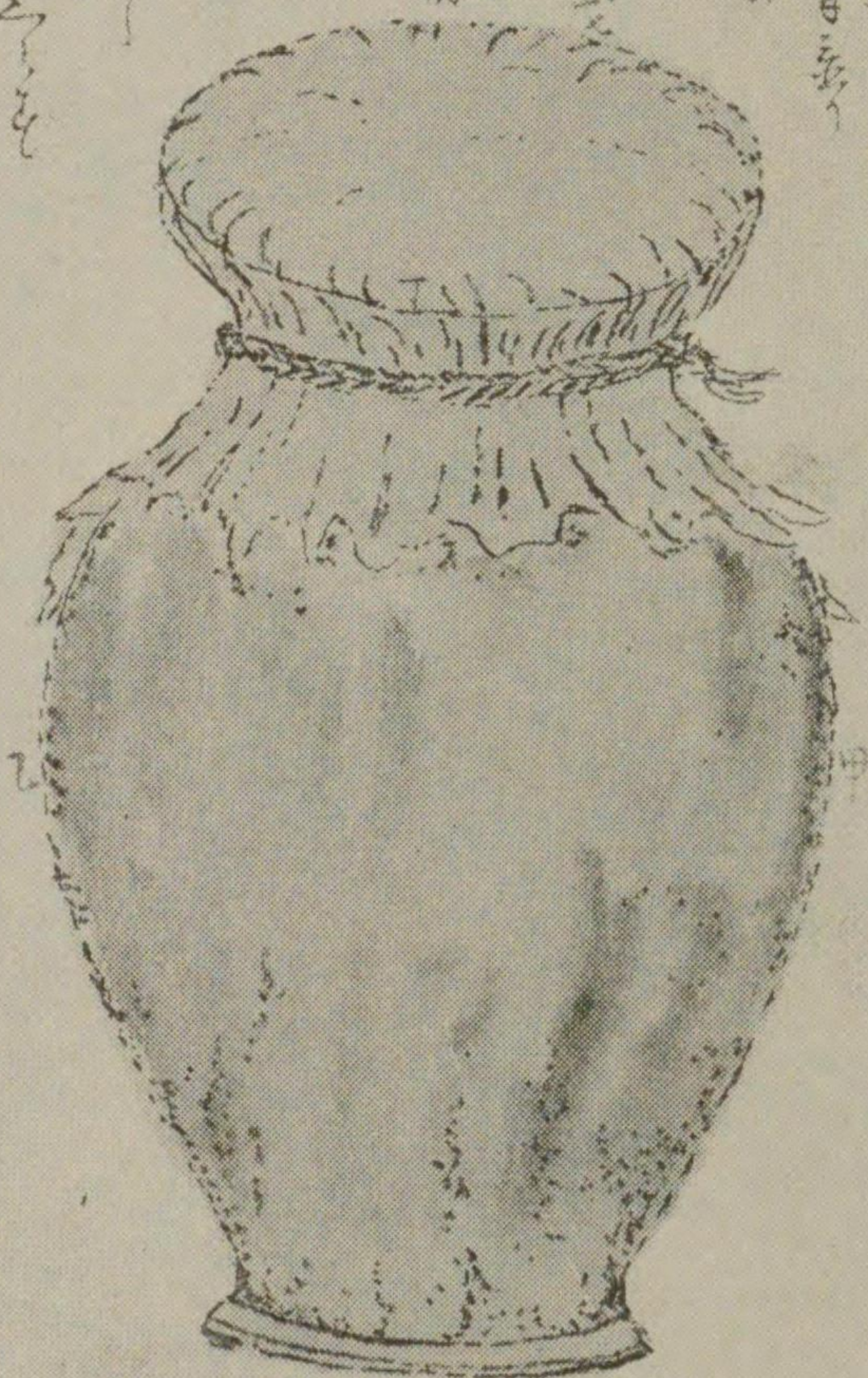
横手山内田代邑
嶋田源介の家で猪酒を造る



猪酒を造る家
清原の猪酒造り
猪酒造り
清原の猪酒造り
猪酒造り
清原の猪酒造り
猪酒造り
清原の猪酒造り
猪酒造り
清原の猪酒造り

猪酒造り
清原の猪酒造り
猪酒造り
清原の猪酒造り
猪酒造り
清原の猪酒造り
猪酒造り
清原の猪酒造り
猪酒造り
清原の猪酒造り

猪酒醸造
甲の周回二尺八寸五分
乙の周回二尺七寸五分
丙の周回二尺六寸五分
丁の周回二尺五寸五分
戊の周回二尺四寸五分
己の周回二尺三寸五分
庚の周回二尺二寸五分
辛の周回二尺一寸五分
壬の周回二尺一寸
癸の周回二尺





雪能出羽路
 平鹿郡(追加)

雪能出羽路

彌澤木莊 ○四卷止

弓懸ノ松
守屋氏家録

摩利支天山縁起

守屋氏家譜

○守屋氏系譜

○守太夫

養老七癸亥出生。延暦二十年辛巳三月十八日行年七十九歳卒ス。木像今ニ有之。

守屋大連苗裔ニシテ和州吉野郡ノ産也。保呂羽ノ神像ヲ守護シ當領ニ下降シ、八澤木ノ地ニ居住ス。天平寶字元丁酉年、郷民十人意ヲ同合シテ宮殿一宇建立シ、神像ヲ安置シ奉ル。其子孫今ニ連綿シテ殿原

雪能出羽路(追加)

ト號ス。(天註「考」末卷ノ一葉には權現ノ守にて候間守屋と申候とあり、また此處には守屋大連ノ苗裔なり。リミ見えたり、いづれか眞言ならむ。また下居ノ社記には神樂男守太夫守神樂殿と見えたり。)

○祭事

○正月三日、殿原拾人打揃テ神酒ヲ献ス。○三月三日○四月八日○五月五日○六月十五日○八月十五日。五ヶ度ノ祭事ニハ殿原二人宛組合神酒ヲ献ス。應永元甲戌八月、神ノ告アリテ神形ヲ寫シテ保呂羽山へ引移ス、金ノ神像ハ本宮ニ在ス。故ニ祭事如前於本宮營之、殿原モ本宮へ斗神酒ヲ献ス。

○四月八日大祭○御神輿渡御アリ。神主某御神幣ヲ持神輿ニ副、神樂役、社人、並神子、殿原、末社守護人、某へ供奉ス。大友氏御鉾ヲ持御獅子ニ副、先拂、行列トナル。

○八月廿七日、保呂羽山舞獅子守屋へ入ル。翌廿八日大友氏へ入ル。

○十一月六日年中祭事ノ終ナリ。○六日守屋氏ニテ營之、ヲハリテ神樂役大友氏へ引移、七日同家ニテ營之。舞獅子、並十一月年中、終ノ神事大友氏ヨリ前日ニ營スル譯ハ、私家ハ舊本ノ故ナリ。

○守治郎 天平神護元乙巳歳出生。仁壽三癸酉歳五月七日、行年八十九歳ニテ卒ス。

神事式法定之。

○守太夫 天長七庚戌歳出生。延長元年癸未三月六日、行年九十四歳ニテ卒ス。

○守次郎 貞觀十八丙申歳生。康保四年丁卯歳六月十六日、行年九十歳ニテ卒ス。

○守太夫 延長二甲申歳生。永延元年丁亥八月七日、行年六十四歳ニテ卒ス。

○守次郎 康保四丁卯歳生。天喜五年丁酉四月十一日、行年九十歳ニテ卒ス。

○守次郎 嘉保元年甲戌三月十日、行年八十歳ニテ卒ス。

○守太夫 保安三年壬寅正月廿五日、行年六十九歳ニテ卒。

○守太夫 建久二年辛亥十一月三日、行年九十歳ニテ卒。

○守治郎 元久元年甲子十一月十日、七十六歳ニテ卒ス。

○守太夫 承和四年庚午二月五日、七十一歳ニテ卒ス。

○守太夫 文永十年癸酉二月八日、行年八十四歳ニテ卒ス。

○守次郎 弘安十年丁亥正月廿一日、行年五十八歳ニテ卒。

○守次郎 貞和元年乙酉二月朔日、行年七十九歳ニテ卒。

○守太夫 文和三年甲午十一月九日、行年五十九歳ニテ卒。

○守太夫 應永元甲戌秋八月神ノ告アリテ靈山ヲ觀ルニ、守護ノ本宮ヨリ峯通り、西山ノ嶺ニ鷺飛來テ留ル。其地ヲ尋ヌルニ、ホロハ一羽落テアルヲ社地ニ定メ、清祝シテ保呂羽山ト號ス。○同二年○三間四面ノ社堂ヲ造立ス。○同三年丙子四月八日、本宮ヨリ神影ヲ寫シ遷座ス。其日大祭日ト定ム。本尊釋迦牟尼如來ナル故ニ四月八日祭日ノ由庶人唱ケレト、全相違ナリ。遷宮ノ日ナル故ニ大祭日ト定ル

由申傳ナリ。祭神大己貴命ナリ。

(天註) 守屋家傳來縁起、ふも末に見えたり。其一葉に「當山鎮座之事天平寶字元年丁酉云云、墓金峯山而建立堂社、號保呂羽山天國寺」とあり。抑、保呂羽山御創立の事は世々に流布する諸書に詳なり、さりければその書をも、守屋の姓名見えざるなり。また、應永元年に本宮より保呂羽山に移し奉れりとは縁起の説と違ふ也。一社の來由、一家の傳説に齟齬せる事いかゞ。

○保呂羽山ノ御正體、某守護ノ本宮ニアリ。家嗣シテ一七日隔座潔齋シテ、七日メノ夜丑刻一生一度尊拜ナリ。其姿不言不語、萬一言語ミダリニスル時ハ其縁類族ヲ絶トノ社傳ナリ。其節遷座ノ道筋古跡、今ニ、元宮ノ後ヨリ保呂羽マデ僅ニ在リ。○吉野ヨリ守護ノ末社元宮ニ勸請シケレバ、數社ナル故、一社ギリニ社堂ヲ造立シテ遷座ス。暫ク守護シテ後守護人ヲ附置ク。神主名號ニテ、往古ヨリ俗別當誰ト書上ス。

○守太夫 延文五庚子歲生。應永十二年己酉十二月十二日、行年四十六歲ニテ卒ス。

○守次郎 應永五戊寅歲生。文龜三甲亥七月九日、行年九十四歲ニテ卒ス。

年齢八歲ニシテ家督トナル。依テ平鹿郡白井明神ノ社司、右衛門太郎ヲ頼テ後見トス。故ニ守次郎姉ヲ太郎ガ妻トス。今ノ大友氏ノ先祖ナリ。守次郎成長ノ上、田地七百刈ヲアタヘ門前ニ分地ス。困窮ニヨツテ、保呂羽山ノ初尾年季廿年ト相定自由ヲサセシム。年季スギテカヘサズ、專自由ヲナス。彌カヘサザレバ門前ヲ追拂ベキ由ヲ守太夫怒テ申ケレバ、神像ヒソカニスミ出シテ、由理郡法内村ノ内荒澤ト申處ノ諏訪堂ヘ持行、保呂羽權現此所ニ飛來ト申觸ケレバ、其近村參詣群集ス。依テ、大膽不屈者也ト守次郎怒テ多勢ヲ引供シ向ケレバ、矢嶋領極樂寺ノ先祖吉右衛門、龜田領佐々木、並大友、右三人意ヲ

合、仙北郡ノ内小友鳴嶋嶽ト云山ヘ持行、權現コ、ニ飛來ルト如前申シラス。故ニ參詣又群集ス。イヨ

々大膽モノト思ヒ、甲冑(マ)對シ多勢ヲ引供シ向ケレバ、八澤木ノ郷民跡ヨリ大勢追來リ、三人ノ者ヨリ神像ヲ取カヘシ、中分ノサトシニヨリテ和睦ス。コレヨリ兩禰宜トナル。大友氏、極樂寺ヨリ縁起ヲ借書ス。因テ初尾配分ノ事ヲ約ス。權現ヲ諸方持行往來ノ内、食籠ハ大友氏角重、極樂寺先祖吉右衛門ハ九重、是故ニ初穂箱、角丸ト差別アル此子細ナリ。○大友氏、下社家同様、社内掃除等イタサセシナリ。

○守次郎傳書末ニ出ス。又當家所傳ノ掠處、八澤木ノ内木根坂家數五軒ホト、上溝ノ内蛭川四五軒ホド、右兩處大友ニコレヲアタフ。處配ノ田地當家ノ門前田ノ内ニアリ。其後木根坂ヘ引移ル時屋敷引上テ當家ノ畑トナル。○大友家ヨリ田地配當ノ謝禮トシテ、正月三日白米一升宛今ニ連綿シテ當家ヘ贈ル。

(天註) 伽藍開基記、地蔵鼓吹記、また近き永祿、天正、慶長時代を記したる永慶軍記等にも、守屋氏といふ人見えず。然るに文龜に、大友の祖を守治郎か後見とせしむは、いか、あらんか。尙たつねへし。

矢嶋極樂寺守護社諏方堂ヲ保呂羽山ノ元ト唱フルハ、保呂羽山ノ神像大友氏ヒソカニスミイタシテ、右諏方堂ヘ暫時勸請ノ由緒ヲモチテ元宮ト唱フ。○龜田領佐々木ガ守護ノ文殊堂ヲ保呂羽山ノ元宮ト唱ル事モ、同由緒ナリ。

○守太夫 永祿三年庚申五月九日、行年八十九歲ニテ卒。

文明五年五月七日、某門前ヨリ二代目ノ大友木根坂ヘ引移ル時ニ、右衛門太郎夫婦ノ葬身モ堀起シテ其夜引取ケル。○守屋同苗相廢シテ大友ト改ム。大友ト改ムルハ、白井明神ノ祠官ノ時ノ名字ナリ。往

古、大友氏先祖右衛門太郎守護シタル白井明神ハ、當時龍神堂ト唱ヘテ同處修驗ノ守護社ナリ。

○勝助 初名守次郎、守太夫。慶長三戊戌正月六日、行年九十一歳ニテ卒。

○勝久 初名守次郎、守太夫。○寛永元甲子年叙從五位下、任伊豆守。慶長七年義重公仙北六郷ニ閉居シ給フ。同年七月三日御不例ニ入セラレ、御平愈ノ祈念イタスベキノ旨田中越中守ヨリ書翰到來ス。元宮於神前一七日抽丹精執行イタシ、守札卷數ヲ献ス。御平愈アリテ御初尾判金壹兩、爲御歡御羽織御時服ヲ賜フ。○田中越中守書翰末ニ出ス。○慶長十一年、八澤木村肝煎役御頼ニヨツテ勤之、御黒印今ニ所持ス。末ニ出ス。

明曆四年戊戌六月廿五日、行年九十二歳ニテ卒ス。

○勝言 守次郎、守太夫。○寛文六丙午年叙從五位下、任伊豆守。承應元壬辰十一月保呂羽山爭論アリテ、幕府ノ命ニヨツテ東武ニ到ル。寺社奉行ニ謁ス。同二年癸巳三月、公案分明利ヲ得テカヘル。願書、日記末ニ出ス。寛永二十年三月八日、義隆公、義處公御兩君御不例ニツキ、御平愈ノ御祈禱威徳院ヨリ來通アリテ勤行ス。御守卷數ヲ献ス。御兩君御平愈アリテ、爲御願賽元宮へ白絹、御紋附御戸張但御紋神馬一疋、銀子五匁御奉納、爲御歡御上下一具賜之。威徳院ヨリノ書翰末ニ出ス。○明曆四戌年、大友志摩、保呂羽山初穂一人ニテ自由ノ志有テ不得止爭論ニ及ビ、双方ヨリ公訴ニ及ブ。上使清水八兵衛、沼井四郎兵衛。上意ノ旨。

其方ハ元宮初穂ヲ所務シ、南部、津輕ヲ掠トシテ、參詣ノ宿料モ多分所務イタス上ハ不足モアルマシク、大友志摩ハ外ニ餘勢モナク困窮ノ事ユエ、當分志摩一人ニ所務イタサスベシ。志摩、成ヘクモ成行クトキハ其方兩人ニテ所務スベシ。依テ志摩ヨリ一札ヲ相渡サスベシ。恐怖ス。

大友ヨリノ印證末ニ出ス。

延寶四年丙辰十一月六日、行年七十二歳ニテ卒ス。

○勝重 初名新之丞、守太夫、丹後守。

承應元年、父守太夫勝言ニ代テ東武へ趣ク。寛文十二壬子八月六日初テ公へ拜謁ス。家嗣ヲ襲領スルノ恩ヲ賜テ奉謝ス。此時守太夫ト改名。○國社神主社人大頭可相勤命ヲ蒙ル。其節箱入ノ扇子ヲ献ス。其故ヲ以テ、御入部拜謁ノ時扇子ヲ献ス。○延寶四丙辰年○任官從五位下丹後守。元祿七年六月十日、本宮○御懸額、壽ノ御大字、竹ノ御画高二尺五寸 幅五尺金薄朱ノ日丸御紋壹ツ、御實名御居判、朱ノ御印。御拵ノ地ハ白羽二重、縁ハ緋純子、紺錦。○御燈籠二、白張御紋付、今ニ神前ニ備ヘオク。○万治元戌十二月○保呂羽山御宮殿御普請ニ付六郡勸化ノ命ヲ蒙ル。○命令ハ是マデ當家一人ナリシヲ、大友ト兩家へ命令アルハ此度初テナリ。○同二年亥九月○前年勸化出料ニテ保呂羽山御宮殿御普請成ル。

御普請奉行

八柳 奎 兵衛

山方 五郎 兵衛

勸化帳今ニ所持ス。

元祿十二年己卯正月六日、行年七十二歳ニテ卒ス。豊魂神靈ト諡ス。是ヨリ神職ノ式ヲ以テ葬ル。

○勝 信 守太夫、丹後守。

元祿十二己卯年任官○從五位下丹後ノ守。

龜田境論地ノタメ京都ヨリ飯途ノ節江府へ留オカル。○同十三年庚辰十二月十二日○龜田境論地御利運御賀ノタメ盃酒ヲ賜フ。○同十四年辛巳正月、公ニ拜謁シテ白銀二枚賜ル。○同十五年四月○佐竹義長公御不例ニテ御平愈ノ祈念勝信ニ申來リ、抽丹精執行イタシ、守札献ス。同年七月○義長公御平愈アリテ○保呂羽山へ鰐口一面、御初尾銀一枚御奉納アリ、爲御歡御帷子賜之。(天註)——大友氏家藏鰐口鐸銘に、下源義長敬白あり。元祿十五年七月は大に違へり。

元祿十六年癸未正月十日、四十五歳ニテ卒ス。○彦尾神靈ト諡ス。生涯社人大頭勤之。

○勝 當 孫太郎、遠江守。

寶永六己丑年○任官從五位下遠江守。

元祿十六癸未年四月十二日、社人大頭引繼命ヲ蒙ル。

正徳三巳年○御嶽、高岳、兩國社御再建。三國社御神號上ヨリ吉田殿へ窺レテ○保呂羽山羽宇志別神社

○御嶽山鹽湯彦神社○高岳山副川神社。右ノ通御附屬アリ。

御普請料貳百貫目、御上ヨリ當家、大友兩家へ相ワタサル。不足分六郡勸化ノ命ヲ蒙ル。御普請成ル。

御普請中苦辛ノタメ重病トナリ大頭役ヲ辭ス。御普請中諸帳面、諸書物今ニ所持ス。享保六年丑六月

○三國社祈年御祈禱年々執行スヘキノ命ヲ蒙ル。(天註)——御兩社御再興の事は中祖大隅守永貞父子命を奉てこれを勤るに曾祖永歳病死の時云々、安永六年より兩神主となる。正徳四年高岳山御宮殿成、同五年御嶽山御宮殿成。右兩社我家代々守護すべき旨命せられしは正徳五年二月也。大友の家記と守屋違ひ多く多し。

享保九年、御嶽山、高岳山兩社へ、御藏出三拾石宛六拾石御寄附アリ。同九年辰九月二日、行年七十歳ニテ卒ス。○勝魂神靈ト諡。此節、嫡子酉松未熟ヲハカラヒ大友氏願申立、御嶽、高岳、兩國社一人して守護す。

○勝 直 酉松、藏人。

享保九年辰十二月、社人大頭勤ムヘキノ命ヲ蒙ル。

寛延二年己巳七月七日、行年四十五歳ニテ卒ス。○勝直神靈ト諡ス。

○勝 定 久米五郎、丹後守。

寛延二己巳年社人大頭勤ムヘキノ命ヲ蒙ル。○明和二乙酉ノ年任官、從五位下丹後守。

保呂羽山御宮殿、寶曆十三年未三月野火ニテ御燒失。安永七戌年、保呂羽山御宮殿新規御普請成ル。同六年丁酉十二月十四日○祖父遠江守、御嶽、高岳御兩社御再興ノ節格別勤勞ヲ思召、當家大友兩神主タルベキノ命ヲ蒙ル。

同七年戊戌年七月九日○御嶽、高岳御兩國社御神領。

高六拾石

内

拾二石五斗

守屋丹後守

御判紙高百五十石

四十七石五斗

大友小太郎

同 百十五石

丹後守

同 百十五石

小太郎

依之、兩神主へ平均御割合ニテ賜ハラレシトナリ。

○保呂羽山御社領、慶安三年御本田五拾石御寄附アリ、守屋、大友兩家へ廿五石宛分ケ賜フ。外ハ御指紙ニテ頂戴シテ、自分物入ニテ開發ス。延寶三年六ツ成高百五十石ノ御青印頂戴ス。

(天註) 御本田五十石へ廿五石宛分賜ふさはいかゞ。五十石ノ内廿六石は大友、廿四石は守屋、又除地にて、祭料として拾六石一斗四升五合の田共を寄附し、内拾石九斗四升八合大友、同五石一斗九升七合守屋。此事は御判紙ノ面に明白也。

○保呂羽山、御社領不同ノ儀、其節銘々ノ辛勞不足ノタメナリ。

○御兩社六十石、不同ノ御配頂ニテ祭事勤行異事ナク同勤ナリ。

○御兩社下社人兩人へ大友ヨリ二人扶持宛配當ス。當家ヨリ一人扶持宛配當ス。只是而已ノ違ナリ。

大友ト同勤ニシテ拾二石五斗ノ御配頂ノタメ年々尻打アリ。

○勝 重 捨五郎、飛彈守。

明和二年乙酉八月、於京都吉田御殿受領飛彈守ト號ス。○天明元年丑十月、社人大頭役勤へキノ命ヲ蒙ル。

○寛政元酉年○三國社へ御燈籠二ツ御奉納。○同二戌年○本宮へ御燈籠二ツ御奉納。○文化二年丑二月○三國社

御戸帳御奉納一社一張宛。御紋附金襴麻裏。御清料一社分金一粒宛三粒。○同三年寅正月○三國社へ御懸額御山號、御清料前年ニ同シ。

御下書於御膳番相ワタサレ、當家、大友兩家ニ預ル。○同八年未八月九日○義和公御領内上三郡

御巡村ノ節、當家へ被爲入拜謁ス。時ニ命ヲ奉テ古書、古物品々入上覽、松茸百本ヲ献ス。○貞明院様

御服中ニテ御社參御延引ナレトモ、本宮社内御通路ノ事ユエ、御縁通マデ被爲入由緒品々御尋アリ。御

初尾金三粒、外ニ御茶代金一粒拜領之。

同十一戌年、老人ノタメ閑居ヲ願ヒ大頭役ヲ辭ス。

文政五年午閏正月十九日、行年七十八歳ニシテ卒ス。○勝重神靈ト諡ス。

○勝 彭 (原註)本ノマ、永吉、卡、肇。

文化八未、九月○親飛彈守勝重晚年ニテ社人大頭役相勤ガタク、依之假役相勤へキノ命ヲ蒙ル。同十一

戌年四月、父勝重閑居ス。同年五月、舊古ノコトク○三國社神主、社人大頭勤へキノ命ヲ奉ス。同七月朔

日公ニ拜謁ノ時、去年中親飛彈守引繼○三國社神主社人大頭役○上命ヲ奉テ難有旨、時ノ支配和田殿言

上アリ。

同月五日公御病ニテ、夜五ツ時寺社御奉行處へ被召、御平愈ノ御祈禱執行スベキノ命ヲ蒙ル。御急變ノ

事故、詰處神前へ三國社勸請シテ抽丹誠勤行シ、同六日守札ヲ献。御老中御對顔アリ、御初穂白銀一枚。

○同十一戌年九月、某一人ノ守護社保呂羽山本宮ノ正號、御當領ト龜田郡境御繪圖面ニ御障アリトテ、

此一條上務ノ處ニ出(朱書マ)雪能出羽路(追加)

彌勒堂ト改號スベキノ上命アリテ恐怖ス。宮柄ノ事ユエ、御造營ヲハジメ諸事往古ノ如クタルベクノ印證、支配和田殿、澁江殿連名ニテ賜ル。此砌、開基ヨリノ由緒并古書ヲ、御遷藩以後ノ御留控ノ書翰數拾枚於御奉行火中ニ成ル。今寫而已所持ス。文政五年午四月木山方吟味役片岡敬助、保呂羽山本宮陰林、勝軍山社林兩處へ杉大小七萬八千本余植立見分ノ上、辛勞ヲ思食、爲御賞同九月十六日御書附ヲ副、金三粒賜之。某マテ廿九代、他ヨリ養子トナク連綿家嗣ス。

○保呂羽山神樂役 佐々木 出雲

○出雲先祖ハ、某先祖守太夫當國へ下降ノ節召供ス。故ニ當家ノ家内ニ屬シテ數代連綿ス。田地二百刈與之。又某掠處ノ内八澤木、上溝、外小友、右三ヶ村四季配札、並諸神事はヲ勤メサセシム。○御嶽、高岳兩社神樂役ハ、享保年中某高祖父遠江守死去、曾祖父藏人未熟ヲハカラヒ大友氏自己ニ立置ク、因テ同人家内ニ屬ス。委クハ遠江守歷代ノ部ニ有リ。

○保呂羽山緣起之寫

○南膽部州大日本國東山道、出羽國平鹿郡八澤木郷保呂羽山大權現奉申、大和國金峯山金剛藏王權現之分身也、藏王權現者人王廿八代安閑天皇奉崇、本地釋迦牟尼如來之應化也、同御宇乙卯十二月十七日崩御、宣化天皇御宇戊午、大和國吉野金峯山金剛藏王權現與顯給、其後百八十年之後、役行者御身影奉祈出、百日碎肝膽祈給現地藏菩薩之形、行者怒而曰、如是以柔和之相好末世之衆生化度給事難成云々、故像光飛去河上、猶百日抽丹誠、于時大地震動而涌出二丈餘之大像、其可怖畏、行者大悅爲於涌出之像造二軀、爲三體當山鎮座之事、天平寶字元年丁酉藏王託曰、吾分身諸國欲結衆生緣現鷲之形、可告靈地云々、神主守治郎黎明見之、鷲飛向東、慕跡追行、當國當山之峯鷲落保呂羽一枚、則知爲靈地而遂奏聞(以下、眞澄翁原本十三丁缺)

○承應元年辰十一月 大公儀ヨリ御達ノ御書翰一通。

法内大宮與羽廣村之遠藤和泉、保呂羽山之牛王札之儀ニ付出入有之双方令參府候。其ニ付而、保呂羽別當者大宮と志摩と兩人ニ而、保呂羽山之牛王札之儀は、保呂山ニ參詣之者ニ大宮、志摩兩人ニ而配リ、山下へ持下リ余人配リ候事は無之由大宮申候。其通候哉。遠藤和泉申候者、保呂羽山之儀女人不參所ニ候故、麓之前立迄女人參候。大宮前立は諏訪、志摩、伊豆兩人仕配之前立者普賢、遠藤和泉仕配之前立は文殊にて有之、保呂羽山之儀は右四人ニ而祈禱仕來候故、金峯山寶印と有之牛王札之儀、和泉前代々旦那ニ配來候由ニ而、其方志摩儀も保呂羽山別當と申間、右相論之所正直ニ書付可指越候。若書面ニ而不被申儀ニ候は、一山の儀ニ候間、令參府度候通可申達者也。

十一月九日

右京

出雲

志摩

伊豆。

(天註——寺社奉行御召狀にも、法内大宮と羽廣村の遠藤和泉と牛王札の事に付双方參府とあり、是は兩別當の公事にはあらざるにいかゞあらん。此條なほたつねべし。)

○承應元年 ○別當公事ノ節先祖守太夫大公儀_江指上ル願書二通。其節御評定所ニテ御尋御答、守太夫覺書共ニ。

乍恐書付を以申上候條々

保呂羽山別當 守 屋 伊 豆 守

一 私儀保呂羽山別當ニ無御座候由今度大宮申上候段、無筋目偽に御座候事。

一 先祖守屋と申者保呂羽山開基仕候次第、并其節之祝言、保呂羽權現乃御本地等之證文、手前ニ御座候事。

一 佐竹右京太夫秋田拜領下國之節、如先例保呂羽_江神領寄を被致候。私、志摩兩人拜受仕候。證文手前ニ御座候事。

一 毎年正月七日伊豆在所ニ而牛王押仕候。其節氏子共數多寄合牛王いたゞき、七日の夜は氏子ともいづれも本堂參籠仕、同八日、しゆしやうの護摩私相勤申候。其時分志摩も本宮_江參籠仕、領主へ指上候牛王此護摩にあはせ申候。拙者と同前ニ毎年領主へ相納候。此段所々其かくれ無御座候事。

一 保呂羽恒例之祭事に、六度本宮ニ而相勤候前代より祭禮之次第、別紙にさしあけ申候。

一 先年佐竹義重爲祈禱度々神馬寄進被致候時分も、私手ニ而祈念仕候事。

一 秋田諸侍之祈禱數年私相勤候。書狀數通手前ニ御座候付、牛王札毎年侍中に配申候。

一 今度大宮申上候は、金峯山之牛王札大宮、志摩兩人之外余人に配申もの無御座候由申通、大_キ成偽に御座候。四人別當共家々ニ而牛王押仕諸人に配申候儀、秋田、仙北に其かくれ無御座候事。

一 任前代例秋田口は伊豆、横手口は志摩と定り、于今至る迄其通に仕配仕候也。修理太夫家中に

其かくれ無御座候。

一 慶長十一年保呂羽御造營之時志摩と私兩人仕配仕、材木以下相調建立仕候。注文拙者手前御座候。

一 神道に傳り申重代の刀、于今私持申候事。

一 私先祖守太夫保呂羽神體守下し申就、其先祖を守屋守太夫と申候事。

一 保呂羽山卷敷之面、寺號山號之年號、以下御尋に於ては可申上事。

一 寛永元年私と志摩京都被登、吉田様より裁許狀頂戴仕候。右之段々於御尋は、私保呂羽山別當證據共、子共守太夫可申上事。

以上。

出羽國仙北平鹿郡保呂羽山別當

承應元年極月朔日

守 屋 伊 豆 守(花押)

○恒例の御まつりの次第

○正月元日於本宮寅の刻若水、佛供を備へ、卯の刻に伊豆守祝言を讀誦し奉拜神前を、同二日佛供、同三日の佛供伊豆指上申候。同三日の戌刻太夫たくせん、氏子とも伊豆所へ參於本宮御湯立、志摩守も三日の晩に佛米を持參致本宮に籠、四日の朝に伊豆を頼佛供を上申候。同四日に伊豆、守太夫共迄召連御上へのほり、御酒指上宮籠申候。同五日伊豆守、志摩守、和泉守三人列座仕神前奉拜、

其時志摩、和泉御酒を持參仕神前にそなへ、相別當、其外氏子參詣之者共其御酒をいた、き、面々の御坂下向仕候。同六日に佛供、本宮にて伊豆指上申候。同七日牛王押。其時一澤の氏子共、伊豆所ニ而牛王をいた、き本宮に參籠致候。志摩も七日之晩參本宮に籠申候。同八日寅刻、伊豆、本宮にて宮出之卷敷、しゆしやうの護摩相つこめ申候。

○三月三日の的の行伊豆加持致、其後志摩、伊豆兩人にて的仕候。

○四月七日戌刻御湯立、同八日大まつり。伊豆御幣を持、のつこを讀誦、御輿本宮の御堂を御くねり。其時の役者志摩は御鉾を持御先に立、伊豆は御へいを持御輿に添申候。

○五月五日御まつり本宮に於て伊豆相つこめ、志摩列座仕候。

○六月十五日右同○八月十五日右同○ 以上、年六度の御祭。

○霜月御神樂六日は伊豆所、七日は志摩所、廿五日は和泉所に而相勤申候。以上。

承應元年極月朔日

保呂羽山別當
守 屋 伊 豆 守。

和泉守と大宮と公事仕江戸御沙汰相成、拙者

小太郎も御召狀ニ而罷登御沙汰相濟申候覺

○承應元年極月四日國を立、江戸へ極月七日八ッ時參着申候而、則十八日安藤右京様、松平出雲様罷出御帳付申候。

雪能出羽路(追加)

○同二年正月十九日御寄合御座候而羽方罷出、右京様、出雲様御意之通、又手前々申上候段々覺。
○守太夫申上候は、此度大宮、私を別當無御座と言上申候事大_キ成偽に御座候と申、則手前々書付指上申候得者、とうわんと申御侍御覽被成候。又小太郎も書付指上候。小太郎申上候は、大宮申候も偽に無御座候。前代より秋田、仙北_五、志摩壹人ニ而金峯山牛王配り申候。由利之内は大宮ニ而牛王くはり申候。一山別當兩人之外無御座と申上候。

○右京様被仰候者、大宮目安、和泉目安、とうわん_二よめと被仰、即とうわん御覽被成。又右京様被仰候者、和泉事は別當無御座候かと被仰候。守太夫申上候は、和泉事元來より保呂羽山別當無御座候。金峯山牛王持仕候而但馬様へ指上申候事、無其かくれ候。

○右京様被仰候は、山之繪圖はなきかと被仰候時、小太郎繪圖上_テ申候。御覽被成、羽方の繪圖はなきかと被仰候時新之丞申上候、羽方之繪圖手前に御座候と申上候。即繪圖指上申候、とうわん様繪圖御前へ御上被成候。右京様被仰候は、此繪圖之さはき覺たるものなきかと被仰候時新之丞申上候、私か覺申候と申上候。とうわん様被仰候は、あなたへ參と被仰候。即とうわん様と兩人右京様之御前へ參、即御ひさもとへ繪圖を廣げ、とうわん様被仰候は、扇かすへきとて、とうわん扇御かし被成候。御前に而段々とき申候。

○右京様被仰は、其元らは兩人別當□、誠伊豆は本宮之脇に居かと被仰候。小太郎申上候は、以前私か上候繪圖にもかき申候、本宮之脇に居申候と申上候。重而右京様被仰候は、本宮の脇に居り恒例の祭をもつとめるなれば、伊豆か別當の大將と云ものぢやはと被仰候。小太郎も大宮も、なにも不申候。即新之丞申上候、伊豆、手前々こそ、あれら兩方別當に無御座と申上度筋目候得共、あれらも、いつころより別當罷成、唯今迄四人いたし保呂羽山守護申なれば、伊豆、手前よりは、あれら別當無御座とは不申候。却而保呂羽山開基仕候伊豆を、別當無御座とは大い成偽に御座候。出雲様被仰候は、一段之義を申候、いつ頃よりあれらも別當いたす。依而手前々、別當も御座候とは不申候と云義申上候。

○右京様被仰候は、伊豆手前々別當も御座候と申義も、左様有へきはらの義ぢやと被仰候。重而手前々、義重様々御祈念被仰付候御狀、方々侍衆々之狀上候。即右京様出雲様御覽被成、さて慥の證據持候。別當を別當に無御座とは偽に御座候と御立腹被遊候。右京様被仰候は、此繪圖を兩人、別當か前に而、今之ことくとき申様と被仰候。即新之丞御前を罷立、とうわん様繪圖を持、大宮、小太郎前_二ひろけられ申候。とうわん様被仰候は、夫程偽なきを、なにとて別當無御座と申候やと御意、さん_二兩人のものこまり申候。また右京様被仰候は、此狀羽黒よりの使僧に見せ候へと被仰候。ひみつのものそうとは無御座候へと御意、とうわん様、右狀を羽黒よりの使僧_二御見せ被成候得は、偽に無御座候と申候。小太郎申は、拙者も家指置こなたへ持參不申候間、上不申と申上候。

新之丞申上候は、小太郎偽申上候。義重様方御祈念被仰付候は伊豆にこそ被仰付候、志摩被仰付候義無御座候。證據家に置候とは偽に御座候。元來方之別當を別當無御座とけつる程のものか、證據家に置候とは大い成偽に御座候と申上候。

○右京様被仰付候は、別當取聞濟候。大宮、志摩千人に而云共云はせる義には無御座候と被仰候に、和泉所へ又御尋御座候。

○正月廿二日、御評定場へ羽方罷出候。和泉、大宮、斗御尋候。權之丞に被仰候而、しやうこ之狀上申やうと權之丞申上候。拙者狀を上申候。とうわん様御前へ指上被成候跡は、阿部豊後守様御覽被成、別當隠なきと斗御意候。其日別に御尋無御座候。

○三月四日御評定場へ罷出候。跡は田中助左衛門殿被仰候者、豊後守様御聞あけ被成候沙汰に御座候へは、今日は豊後守様御出不被成間、十四日に罷出候様と大平伊豆様御意御座候とて、助左衛門様に被仰候間其日は罷歸り申候。

○三月十四日羽方御評定場へ罷出候。和泉弟權之丞を□かけ座被仰付候と御意之時新之丞申上候は、大宮大なる偽者に御座候。和泉別當無御座候と申さへ偽御座候。保呂羽山開基仕候別當伊豆を、別當無御座とは大い成偽御座候。御聞濟おかれ被仰可被下と申上候得は右京様被仰候は、先度いひつけのことく、おのしか沙汰はたんてきちや。先規のことく別當仕候へと被仰付候。

○三月十九日安藤右京様、松平出雲様、守太夫、和泉守兩人罷出、今度大宮、小太郎、それがしを別當無御座と御前へ申上候得共、證據一入御聞濟被仰付忝奉存候。尙子孫末代のため御座候間御すみつけ被下度候と申上候得者、

○右京様被仰候は、おのしか沙汰は理々たんだ仍、天下之御帳被付置候。御老中御判おし天下之御藏納め置れた義に候へは、御世の有かきり天下の有かきり、少しも一山之義付おそろしき義有義者無御座候間、罷歸候様と御意御座候。

○又追々申上候得は、天下の前而濟候沙汰には、なに墨付迄及義には無之候。おのし斗は無御座候と御意候。又被仰候者、山は仙北之山而まつりを仙北にて勤候へは、さやうに心得候へと被仰候而、御帳へ書付置候。

○書申事多御座候得共、左様はかゝれ不申候。如此。

承應二年三月十九日

保呂羽山別當

守屋守太夫
同新之丞

沙汰御濟被下候御大名衆覺。

正月十九日には内寄合と申、此は兩人衆寺社奉行而御座候。

守 藤 右 京様

松平出雲守様

正月廿二日御評定場ニ而御聞被成候は、

天下之御奉行

安部豊後守様。

○明曆四年 保呂羽山初穂、義付上使ノ時大友志摩ヨリ受取候書附。

○保呂羽山本堂造營之儀兩人其相談可仕候。其外堂塔は其役々之者ニ申付、猶御鉢之義銘々のごとく可仕由、此度清水八兵衛殿、沼井四郎兵衛殿を以被仰付候。右之通以來違背しましく候。爲其筆如此候以上。

明曆四年戊三月八日

志 摩 守 居判

伊 豆 守 殿。

○寛文十二年子八月六日中祖新之丞家督拜謁、時、於公新之丞ヲ守太夫ト改名被成下候覺書。

○屋形様御前五出仕致候時指上申物之覺

一銀子五匁 扇子五本扇子箱上々

一同一匁五分 上々焼杉箱五本入。

○御老中様へ指上物之覺

一銀九匁 扇子十八本

一同六匁三分 焼杉箱二本入九ツ

一同四匁 扇子二本右ハ御役人衆へ

一同三匁 桐二本入十箱

一二十九匁一分

子、八月朔日

○上り臺之覺

一銀一匁二分 上り臺杉ニ而五本入臺一ツ

一四分 小臺一ツ

一二匁七分 二本入臺九ツ

一八分 へぎ十枚

一五分 狀箱一ツ

一五匁六分

八月二日

ひものや半左衛門。

雪能出羽路(追加)

扇屋
よつや瀬兵衛。

○寛文十二_{壬子}歲八月六日之九ツ時分梅津圖書殿御取次ニ而御前ニ被召出候。御前ニ而則守太夫ニ被成_シ下候。梅津與左衛門様、多賀谷左兵衛様、梅津半右衛門殿、右之御衆御次間ニ而御意には、幾久別當致珍重目出度ニ御意御坐候。圖書殿被仰候は、守太夫ためには有難仕合奉存候ニ御あいさつ御禮ニ仰被下候。しぶえ宇右衛門殿御意ニは、伊豆隱居之義も相濟家督も無異儀拜領、彌守太夫ニ御前ニ而成被下候段珍重目出度有難儀ニ御座候ニ被仰、佐竹山城守様ニ而も左様御意御座候。彌爲祝儀銀子十匁被下候。

○寶曆十一年巳三月 保呂羽座席之義被仰渡之御書附一通。

覺

保呂羽山神式座席之義ニ付同役大友大藏介與爭論之儀、舊臘大藏介及訴候。仍而、右座席之儀的證ニ相成候書付等有之候は、可指出與申渡候所指而書附茂無之由、仍而遂吟味候處、座席之儀的證無之候。依之此末、正月五日御祈禱之節先_キ致登山候者先_キ御祈禱相勤、跡ニ罷出候は扣居候而、最初罷出候者御祈禱勤行畢候は、可相勤候。且又自分故障有之名代を以相勤候逆茂、先_キ罷出候者は不及爭論可致勤行候。名代之者大友自然ニ致登山候は、大友勤行畢而上可致勤行候。自分共義者兩神主之義、猶同役を茂相勤候事、諸事相慎爭論無之様ニ可被心得候。以上。

寶曆十一年巳三月廿一日。

○寶曆十三年

保呂羽山御神器一件ニ付御指揮、御書附。

覺

保呂羽山御宮殿神器之類自分擔ニ候故、雪中ニ相成候得者自分方_江下_ケ置候由。此度神器之類燒失不致候故右之段先頃相届候所ニ、兩神主之事故、久米五郎_江申談兩人方_江可申立候旨申合候ニ付、久米五郎_江連判之儀申談候得者、自分擔與申事ニ而者連判不相成候。預置候神器燒不致趣ニ候得者連判可致旨久米五郎申談候ニ付、預與致候而は甚相障候儀有之候間、擔之次第を以久米五郎連判致候様被仰付被下度候ニ申出候。仍而此度御吟味之上被仰渡候。保呂羽山之儀者自分、久米五郎兩神主之事故、神器之類自分擔與申ニ者無御座候。神器之類者兩人擔ニ候へとも、自分方_江番人等付置、雪中ニ相成候得者番人を引置候事故、右神器者自分預_リ下_ケ置候事ニ而、全擔ニ申ニ而は無之候間此段左様ニ相心得、都而保呂羽山之義ニ付申立候義者兩人より可申立候。右之趣久米五郎_江も被仰渡候間左様ニ可相心得候。自分共義者古來_ハ數代大頭役同役も相勤候家柄ニ而、何角同役間爭論致候而者配下之指揮にも相障候事ニ候間、能々勤辨致一和可相勤候。右之趣被仰渡候。以上。

未四月廿五日。

○安永六年

御嶽、高岳兩御國社神主職被仰付候御書附二通。

覺

雪能出羽路(追加)

從先年御嶽山、高岳兩社之儀大友家^江當分取擔被仰付被差置候所、此度御吟味之上自分共兩家^江神主職被仰付候間、此旨可相心得候。

一 保呂羽山御神式是迄家格を以勤來候儀、并御嶽山、高岳山御神式共^二申合諸事無異別一統^二可相勤候。以上。

十二月。

○同七年戊七月 兩國社御神領高御配當被成下候御書附一通。

覺

社人大頭
守屋丹後守
大友小太郎

去酉十二月中御嶽、高岳兩國社神主自分共^江被仰付候。其砌御神料高六十石御配當之儀不被仰渡候。仍此度御吟味之上左之通御配當被成下候。

一 高六十石

御藏出

內三十五石

大友小太郎

但御判紙高百五十石^江御償百五十石都合^二被成下候。尤小役銀共。

殘高貳拾五石

內拾貳石五斗

守屋丹後守

同拾貳石五斗

大友小太郎

右之通可致所務候。

一 右御兩社小破之節者小太郎方^二而修覆可致候。及大破候者右入目三步壹丹後守指出、三步貳者小太郎指出修覆可致候。

一 社式^二付諸事入目并下社家共宛行等右^二准、丹後守三步壹、小太郎三步貳可差出候。戊七月。

○安永六年丁酉十一月廿四日 座席儀被仰渡候御書附。

覺

自分共御目見被召出候座列之義延享三寅年申出候^二付、御吟味之上自分共兩方^江も其砌被相尋候得共、双方共^二爲差其證^茂無之旨申出候。然者、寶永年中天祥院樣御入部之節被改置候御目見座列之義者先官後官、同官位之節者年老次第被召出候。御格式帳御吟味上^二而、元祿年中之通大友家上座致候樣^二先年被仰渡候。依而御目見之節座列之義者、寶永八卯年御格式牒之通先官次第可被召出候得

雪能出羽路(追加)

共、此度格段之御吟味を以、以來座席之義大頭先後次第被召出候間、此旨可相心得候。以上。
十一月。

○大友大藏之介、矢嶋領極樂寺初穂箱、義付、内濟可致取扱丹後守へ被仰含、書附。

演 說

○此度矢嶋領保内村極樂寺と、大友大藏之介増答之趣大藏之介方訴出候。然は、御宮御普請之節極樂寺方々茂柱致寄進候舊例在之事に候。内々御棟上之節相應之供物捧候而茂、此方御神式相障候義茂無之事と相見得候。且又、平生角鉢丸鉢を鉢二ツ共に神前備置候事に候得は、不限極樂寺致所務候て不苦事と相見得候。他所へ相拘候義者御裁許之節不容易事候、別而上意等茂在之事故諸事可相慎事候。右一件對、御神式御當領御障之儀茂在之間敷儀と相見得候。自分儀者神主職之事と申、大藏之介は同役の事故、自分孰斗意之筋在之間敷儀にも無之候間、宜敷思慮、内事相濟候様大藏之介可申談候。以上。

八月十日。

○保呂羽山棟札、寫、本宮ノ分寫數枚、書載不仕候。御用、義候得者本紙御高覽入可申候。

○拜 領、御 品

○御上下 一具 ○御重鉢 一 ○御茶臺 一 ○御鹽入 一 ○御掛物 一 軸馬ノ御画、御名乘御居印有リ

○大砂鉢京南 一枚 ○御水吞カネ 一 ○御皿 二枚。

右七品

○義格様仙北筋御渡野之節極密々之御忍而本宮江御社參、私宅江御止宿被遊候節拜領仕候由、今所持仕候。乍去御器物は左而已結構之御品とは相見得不申候。

○保呂羽山、繪圖正保年中被渡置、由、今所持ス。

○三 國 社

保呂羽山	○波宇志別神社	祭神	大己貴命 少彦名命	神主	守 屋
御嶽山	○鹽湯彦神社	祭神	鹽土翁	神主	守 屋
高岳山	○副川神社	祭神	姫大神	神主	守 屋
保呂羽山	本 宮			神主	守 屋

文化十一戌年御當領ト龜田ノ御境御繪圖面ニ御障有之、上命アリテ彌勒堂ト改號ス。

祭神 保呂羽山、御同躰。

保呂羽山末社

保呂羽山○下 居 神社

神主 守屋 祠官 遠藤數馬

守太夫吉野ヨリ保呂羽山御神像守護シ罷下リ、右御神像ト御同殿ニ本宮ニ安置シ、應永三年保

雪能出羽路(追加)

呂羽山開起シテ御遷座ノ時、高山故ニ老若男女ノ參詣不叶故、坂ノ内女人堂ト號シ開起シテ、稍シハラク直ニ守護ス。

○正保年中

遠藤數馬先祖、津輕青森より參候か、屋太郎兵衛と申者に而、寛永五年、當所助左衛門と申者舊來御百姓に而保呂羽山御殿原ニ御座候。此者ニ太郎兵衛借宅致候。七八年立而、右太郎兵衛貯も多分有之ニ付、田畑山林買立一軒之百姓となり、家藏張立物不足も無之事故伊豆守娘吳置申候。甚惡女之事故、同人生涯中保呂羽御神領高之内、草高ニ而四石付置下居社守護爲致申候。緣者之事故百姓と致指置候も氣之毒に而、社家ニ取立下居之祠官と致候。其後、右四石下居社に上より御寄附之由謀書等拵、下居社は彼先祖開起、由不法之事申聞候。よつて御訴申上祠官職度々召放、又家督斷絶之事も御坐候。

○寛政八年

系圖由緒書上被仰付候砌茂御苦柄相成候。其節寺社方取次役衆之中分、尙又亡父飛彈、同役大友大藏之介訴訟より本形祠官職申付、四石之内ニ石引上相殘ニ石之事故、新規立替等之節某名目に而願申立罷有候。數馬事祠官と申名目而已御座候。

○勝軍山○摩利支天社

神主 守 屋

御宮 前殿○稻荷宮二間 板葺 社地四間

山四方下り五十間宛、普請之節御材木拜領。

○出羽國平賀郡勝軍山

○摩利支天緣起

○夫神とは天地の神道にして、日月夜白を不違四時不忒、其時は是神道也。上古の聖人、以神道教を天下に設く。鬼神の功用一貫通達する故に人事離れて無天道、天道の外に人事なし。人能天理の公を守り萬法を明に見て、就其事不曲、其事六根清淨なる則、一念未生に皈し、一念未生の本來に皈する則、萬法張一の元初に皈す。是則一氣未分の元神なるか故に、天地の神も納受して利生方便の光と顯給、一念纔に亂則萬法ともに晦して、一氣未分の神立隱ましゝて己身則大魔の棟梁となりて、外魔幽便を得へし。故劫初より以來は、人を得て盛に人を失て衰る事不違勝計。抑モ勝軍山嶺雲寺衛弓院摩利支尊天の開起を奉尋に、地神五代の御末神武天皇十二代の帝景行天皇と申奉るは、御長人に勝れ御力得拔山、敢飽備御智恵甚深、威四夷萬邦を撫育す。故日域跨明君の化、萬民鎖事を忘たり。雖然皇帝猶遠鄙之安危を疑い、賢才の臣諸州に遣し見せしめ給。武内宿禰其第一撰れ、東山、北陸の嚴命を含て察之。到羽陽平賀郡にて奇峯突兀として高聳、其嶺頭に有雲氣。宿禰是を見まく欲して駿馬に鞭て洞口に入、或攝衣踞虎豹登虬龍、或履峴岩羊腸を樹攀る處に、童子二人石上に立て忿怒して曰、汝不知哉、是則大聖摩

利支尊天の所居也。何以不淨の身可到此處哉云々。宿禰解衣冠入瀑布一身を清着甲冑童子怡然而去畢。宿禰坂を登て伴の嶺を仰き見るに、雲中頻に光を放故此山上を御光が嶽と名付。宿禰甲を脱て拜之、其所を名付て號甲か臺。又遙深谷入に、瀧水蕩々と落て炎雲天に滿て、從其中大聖不動明王有出現て告曰、吾二童子遣して脱外清淨をなさしむ。爰にて内清淨をなさすんは爭尊天を拜せんや。宿禰瀧水に口を雪き洗手、以稜令成四拾八度之禮拜、令誦三洛刀。尊天忽童子と現し石上に立て曰、善哉宿禰、吾未得如斯人徒に送星霜、汝此山を開て衆生に縁を結はん事をこふと云々。宿禰感心して拱手奉拜之、今の影向石是也。其より山上にいたりて尊天現黑雲中、尊像柔和にして秋月の圓なるかごとく、三面六臂金猪の背上に立て瑞光八方に輝き、諸の眷屬異なる異形にして左右前後を圍遶し奉る。宿禰弓を掛松枝て結秘印誦秘明、今の弓掛松是也。尊天宿禰に告て曰、摩利支尊天とは本地日天子十一面之垂跡にして、常飛菩薩東方日月星宿前破惡業惡法、拂一切衆生之七難、即授七福。吾に有十種大願故又有十種之名號。信我輩は必可授福壽故號福壽天、必可愛敬故號衆人愛敬、必可得神通自在故號神力自在天、必可遁矢難刀杖難故號矢難告除女、必可除疾病故號無病延命德天、必可到後生善所故號後生善修天、必可得大智惠故智自在天、爲度衆生普照四天下、無不到處故號日天子、威勢普照四天下得光故號月天子。帝釋、修羅之罰諍の時於摩守梵宮兵杖を用る故、末世衆生信吾輩軍陣刀、盜賊、失道橫難、毒藥、讒言、惡人、猛獸、飢饉、惡病、水火難、即時に悉除、日輪大聖摩利支尊天と號し、三千大千世界の惡神、八大天狗、

金剛童子、九萬八千の軍神、二千八百の軍天悉皆吾眷屬也。常に正直勇猛の頭に宿て、伴之眷屬をして令守護云々。託終て後黑雲一天に覆ひ飛龍風を起し、雷鳴地を響す。宿禰銘肝膽、飯洛の後經奏聞て、景行三十七年丁未六月祠を立て尊天を勸請せしむ。仁王十五代神功皇后元年、欲責三韓先棟梁、臣武内宿禰令詣此山、勝負の吉凶を祈らしむるに寶殿震動して託宣曰、吾皇帝の軍上に翔て以無量之軍神忽異國の凶族を亡、勝軍疑有へからすと云々、是故號勝軍山。五畿七道の勇士領首、六十餘州之人民步運。宿禰景行十六年丙戌誕生にして六朝の天子につかへ、武威三國を輝し三百餘歳の壽算を保、仁德天皇七十八年□刀に薨逝なり。武内大明神是なり。同御宇五十九年、武内の子木兔宿禰修覆加、用明天皇二年秦河勝奉屬聖德太子に守屋大臣を亡し、依立願造營美を盡し祭禮古かことし。威は必衰の理まぬかれかたきによりて、堂社傾破遠鄙の奏聞心に任せず、神主等含鬱訴。折節金峯藏王權現平賀郡保呂羽山に飛來し給ひて、天平寶字元年丁酉開山の序を以、神護慶雲元年丁未紀古佐美詔を受けて營之、其後冷泉院御宇永承年中安部頼時、子厨川次郎貞任、鳥海三郎宗任背勅命、奥州羽州の間軍立して、數萬の軍士を催し朝家を傾奉らんと欲るによりて、源朝臣頼義嫡子八幡太郎義家を具足して將軍の號を給り、謀を帷幕の内に廻し雖競争、羽州仙北舉の里にて官軍却而凶徒の爲に敗北して、當手の郎等藤原景通、大宅光任、清原貞廣、藤原範季、同則明主從七騎漸引舉勝軍山甲ヶ臺に屯し給ふ。其所をあげ村と號する事其故を以てなり。其後源齊賴等を以國中の兵を召といへとも、貞任か威勢に恐れて一人も不參、將軍父子尊天

の寶前に於て、無二の丹精を抽て勝軍の祈禱をなさしめ給ふに、寶殿大に鳴動して鏑の聲更に止ことなし。未結願詞不吐に、出羽國仙北の住人清原武則一萬の兵を卒し來て幕下に屬し、其後軍士不招に雲の如くに集り、不召して霞のことに群り、小松、磐井川、衣川、鳥海、厨川處々の軍に勝給ふ。貞任か一族悉討亡し名を天下に擧、威勢一天に振て賴義は正四位下伊豫守、義家は從五位下出羽守任せらる。因茲治曆三年丁未再營、美を盡し奇羅天に輝けり。一年九郎冠者義經奥州秀衡かもにおはせしとき、賴朝の義兵を聞て既に發向せんと欲し、勝軍山參籠有て軍の勝利を祈給ふ。異鳩群飛奇瑞一にあらす、喜悅の眉を開て禮拜の折節、御扇を取り忘れ神前に殘し給ふ。時の別當勝成、今度の軍に御利運にて名をあげ給ふ、後二度奥州御下向有へき事を知れり。御扇子當山に残りて今に有。其後遙に修葺時を失して伊達入道營之。其より以來、仙北住人小野寺遠江守藤原道貞より代々修理を加へ、天文十年辛丑、八月大風の爲に堂社こしく轉倒して、郷民かすかの堂を營み祭禮なきがごとくにて、慶長年中にはむなしく礎石を殘し、本尊をは保呂羽山本宮の屋上に安置せしとなり。

○白山社 宮七尺四面萱葺 社地四間 保呂羽山麓在り

神主 守屋 堂守 七郎兵衛

○天神宮 宮一間四面萱葺 社地六間

神主 守屋 堂守 助之丞

○熊野社 宮二間四面萱葺 社地十二間

神主 守屋 堂守 作兵衛

右末社、手許普請之節御材木拜領、尤私擔社御座候。

○保呂羽山神領高御指紙寫

太ひら野長坂下之内新ひらきの事相心得候。但今まで作り來候田島、居屋敷なごにかまひ候はぬ様可仕候。休之儀仙北中なみたるへきもの也。

慶長十六年

二月二日

澁江内膳判。

仙北八澤木之内上八澤木、同熊野堂

右兩所之野谷地新開之事相心得候。本田の障成候は、可相止候。田畑に不成以前銘々かり付候野谷地のよし、かや被押間敷候。地形様子より鋏先次第たるへし。以上。

寛永拾四年

二月廿五日

須田主膳居印判
梅津外記居印判

保呂羽山別當 伊豆殿 參。

仙北八澤木之内大ひら野、長坂之内

右之二ヶ所新開之儀心得候。開次第急度披露可仕候。少も本田さわりなり候は、無用に候。以上。

元和四年

二月三日

向 右 近

雪能出羽路(追加)

八澤木別當。

○御社領御青印寫

一百五拾石 六ッ成

保呂羽山別當
守屋丹後守

内貳拾七石貳斗 神領

八澤木之内

同六拾五石八斗七升八合 開

同村之内

同四拾石八斗五升二合 同

外大友村之内

同拾六石七斗 同

角間川村之内

延寶六年二月三日 御青印。

一當高拾貳石五斗

守屋肇

御嶽、高岳兩社御神領 御藏出

一五人御扶持

同人

社人大頭御役料。

掠職之事

一平鹿郡 八澤木村 上溝村 板井田村 袴形村 松田新田村

一仙北郡 外小友村

都合六ヶ村代々上下之掠職御證文所持仕候。

一平鹿郡八澤木之内中房、木根坂、上溝村之内蛭川。

右三ヶ所、今之大友氏先祖私門前に罷在候砌吳置候由申傳候。根本舊本たるの私家之事故、八澤木一村は無殘私掠處之證文拜領罷有候。

三國社御代參并御初尾御遷宮料先年々左之通被相渡候

一 享保六丑年二月、三國社祈年御祈禱御發駕付御旅行御安全之祈念初而被仰付勤行仕候節は、同年
か明和二酉年まで一社白銀百五拾々ツ、都合四百六拾五匁。同三戌年より天明午年まで一社七
拾々ツ、都合貳百拾匁。翌未年より一社三拾五匁ツ、百五拾匁、段々此節迄相減候。

寛政元酉年天樹院様御入部付御旅行御安全并祈年御祈禱勤行仕候付、往古之通一社銀三枚宛都合
九枚御割増被加置、四百六拾五匁御奉納被成下度奉願上候處、一社銀壹枚三割半之御割増被加置、
都合百七拾四匁壹分四厘被相渡候。其節引繼可被相渡候得共、御指支之事故明年々百五匁宛當分
可被相渡大塚九郎兵衛殿被仰渡候。

一 例年春社日祈年、并御上下御旅行御安全之御祈禱執行仕御守札を献上仕候。

一 三國社秋社日新嘗御神事は、往古より寛政十年迄自分物入而勤行仕候處、翌未年九月中より新
嘗御祈禱料として白銀壹枚宛被渡置候事相成候。

雪能出羽路(追加)

一 御代參被立置并御祈禱被仰付候節は、一社銀三枚宛御座候所、安永六酉年小野岡四郎殿御代參之節を銀貳枚宛被相減候。

一 三國社御修覆被成置候節、一社分銀五枚宛之御仕切を以略御遷宮御祈禱被仰付候所、寶曆六子年六枚宛相減候。小破御繕等御清料臨時種々之御例有之候。

一 三國社平士を以御代參被立置候者、文化二丑年旱魃付長瀬左司馬被仰付候、後平士相成候。其以前は御定式御相手番衆へ被仰付被指遣候。

一 三國社御本社、拜殿共御葺替之時は、往古は上下御遷宮料銀五枚、寶曆六子年御嶽御葺替之時より略御遷宮と申て三枚宛居置候。固より御指支之時分は被相渡候事も有之候、其節は兩家而不足分相償勤行候事も有候。且御葺替前簾御假殿於上御しつらひ被成置候得共、安永四年保呂羽山、高岳山銀貳枚宛之御清料、御嶽山は銀壹枚。

一 御入部付三國社御代參、御吉凶、雨乞、雨晴、五穀豐饒臨時御代參被立置、猶御祈禱被仰付候時は御初尾一社銀三枚宛之所、御八山支之時々二枚宛被減置候。且寶曆三昆虫加持御祈禱被仰付候砌は、献上之外御領中村々被下置候御守札、御初尾共銀拾枚。天明四辰六月豐饒御祈禱被仰付候節、献上之外村々被下置候分御初尾共九枚。文化七午九月男鹿村地震付、御祈禱被仰付候時は銀八枚。猶御入部付御代參御初穂は格別臨時御奉納之事。

一 彌勒堂三國社御代參之時往古は銀貳枚宛御奉納之處、安永年中石塚源一郎殿御代參被指遣候時御同人大友家を障を申上、其節を御奉納無之候。其後往古之通被成下度段再々願上候得共、于今不復置候。

一 御同社御葺替付略御遷宮料銀二枚、御假殿御しつらひ料錢三貫文、三寸釘貳拾八本、大板付釘百五十本、御手入之時御清料銀拾五匁、右之分は被下置候。

右件々之通系譜拔書並古書寫取書上仕候。以上。

文政六年未十月

三國社神主

社人大頭 守屋 肇。

○外に一葉古記録

○年來之儀申、緒守太夫申候禰宜之子孫候間守太夫と申候。彼守太夫此山見立申て彼のつと作候。この禰宜とくに顯候て權現、前立御座候。守屋と申は、本來權現守にて候間守屋と申候。本地此山に一人禰宜候間、守屋子孫八歳之時親にはなれて湯釜御祈念之儀一切之儀式無之、一澤可頼禰宜無之て白井之大明神之禰宜、師頼申候時、大明神之禰宜申様は、廿年之間彼山かせと申依、廿年之年紀致かし申候。廿年過候而山儀返し申せと申せは、此權現をぬすみ取、油利之内はふ内澤三年、

間立申候。三年と申時仙北西根之郷小友之内なる嶋と申山立可申と、大明神之禰宜、一澤の者共申分、山々□と相なるへきと申てあかひ致兩禰宜と定置、かすみをもわけ申候。かすみ分の事、仙北と八澤木村、板井澤村、角間川村、東は金澤々下、於隣郡、秋田、南部、津輕大明神之禰宜、寂前と守屋屋敷□居申候處に、其刻木根坂新屋敷取移申付て木根坂之禰宜と申候。木根坂之かすみ之事、仙北油河々上、東横手々上、於隣郡者寂上、伊達、關東御願かすみ、如此わかり候へとも、一切山之儀式は守屋納申候。正月三日之御祈念始、正月七日中之御佛供、七日之牛王オシ、八日之しゆしやう宮出之卷數、三月三日之的、四月八日、五月五日、六月十五日、八月十五日之祭始、本宮にて一切之儀式守屋にて納候者也。

守屋之由緒書

壹通

右の一葉表包しかり。

國本善治校字

秋田叢書第七卷終

昭和七年八月十五日印刷
 昭和七年八月二十日發行



秋田叢書第七卷

不許複製(非賣品)

編纂兼發行人 秋田叢書刊行會

代表者 深澤多市

印刷者 甲田藤太郎

東京市牛込區市谷臺町二十二番地

印刷所 成武堂印刷所

東京市牛込區市谷臺町二十二番地

秋田縣横手町

秋田叢書刊行會

代表者 深澤多市

振替仙臺八、二五二番

